

事 務 連 絡
令和3年3月25日

各地方公共団体（各都道府県、各市町村、各事務組合等）

公立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課
各地方公共団体（各都道府県）

私立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課
専門学校を置く国立大学法人 修学支援新制度担当課 御中
厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部企画課
医政局医療経営支援課
労働基準局安全衛生部計画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援室

大学等における修学の支援に関する法律第15条第1項に基づく
確認の取消しにかかる留意点の変更について

「機関要件の確認事務に関する指針（2021年度版）」の公表に伴い、令和2年9月14日付事務連絡でお知らせしました大学等における修学の支援に関する法律第15条第1項に基づく確認の取消しにかかる留意点について、趣旨を明確化するため、下記のとおり一部の記載を変更することとなりましたので、このことについてご留意の上ご対応をお願いいたします。

については、下記の内容について、各地方公共団体におかれては所管の専門学校に対して、各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

（従来の記述）

1. 確認が取り消された学校について

（3）取消しの日から起算して3年を経過した日以降でなければ確認申請を行うことができないことに留意すること。

(変更後)

1. 確認が取り消された学校について

- (3) 機関要件確認者は、取消しの日から起算して3年を経過した日以降でなければ確認を行うことができないことに留意すること。

(本件問合せ先)

【各都道府県、各市町村、各事務組合等】

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線：3958、3280）

e-mail：koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※お問合せは、メールにてお願いします。

【上記以外】

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線：3495、3410）

e-mail：kikanyouken@mext.go.jp

※お問合せは、メールにてお願いします。